

## 「情報公開文書」

受付番号： 2023-1-576

# 課題名：骨シンチグラフィにおける定量解析の検出感度向上を目指した研究

## 1. 研究の対象

令和3年12月から令和6年10月までの間で東北大学病院を受診した患者さんを対象に保険診療で骨シンチグラフィ検査を施行した症例の画像データを対象とする。

## 2. 研究期間

令和3年12月(倫理委員会承認後)～令和6年10月

## 3. 研究目的

骨シンチグラフィの異常集積所見や、治療効果判定の診断を支援するツールとして、人工ニューラルネットワーク（Artificial Nural Networks:ANN）に基づくコンピュータ支援診断システムが注目されている。これらの診断支援ソフトにおいては、前立腺癌の造骨型転移は感度が高いとされているが、溶骨型と造骨型の混合タイプや、溶骨型転移をきたすようながんでは、検出感度が低いという問題点もある。要因の一つとして、性別や疾患の種類毎のデータベースの影響も考えられることから、より多くの症例による検証が必要とされている。そこで我々は、病態による転移の集積パターンとデータベースがBone Scan Index（BSI）に与える影響を検証し、定量解析の検出感度向上を目指した研究を行う。

## 4. 研究方法

骨シンチグラフィの検査結果と中長期的な経過をもとにした臨床診断とを比較するために、対象者個人の特定と臨床情報が必要である。電子カルテを利用し、検査目的、既往、治療経過などのデータを得る。

解析ソフトは、VS-BONE（日本メディフィジックス社）を用いて算出される定量的指標値のデータベースの違いにおける病変鑑別の感度比較を行う。

## **5. 研究に用いる試料・情報の種類**

情報：病歴、画像データ

## **6. 外部への試料・情報の提供**

該当なし

## **7. 研究組織**

本学単独研究

## **8. お問い合わせ先**

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することができますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学病院診療技術部放射線部門  
核医学検査室 022-717-7681  
田中 良隆（診療放射線技師）

研究責任者：

東北大学大学院医学系研究科  
小田桐 逸人 TEL022-717-7872

### **◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先**

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

- 以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。
- ＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞
- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

## ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

### 【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

### 【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合